

---

# 宇和島市教育委員会会議録

---

平成29年4月定例会

平成29年4月21日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 平成 29 年 4 月定例会 会議録

1. 開会日時 平成 29 年 4 月 21 日（金） 15 時 18 分～
2. 場 所 宇和島市立城北中学校 会議室
3. 出席者 教育長 織田 吉和 委 員 高山 俊治 委 員 廣瀬 孝子  
委 員 木下 充卓 委 員 弓削 由美子
4. 欠 席 者 なし
5. 会議に出席した公務員の職氏名  
教育部長 常盤 修二  
教育総務課長兼学校給食センター所長 横山 泰司  
学校教育課長 野田 克己 生涯学習課長 寺尾 利弘  
中央図書館長 渡辺 晃 吉田図書館長 松下 秀人  
人権啓発課長 山本 利彦 伊達博物館長 土居 道德  
吉田教育係係長 田中 英之 三間教育係係長 末光 優子  
津島教育係係長 日出山 輝  
(事務局)  
教育総務課課長補佐兼総務係長 土居 弘  
教育総務課主任 崎山 泰慶
6. 付議事件  
報告第 7 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
報告第 8 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令  
報告第 9 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則  
報告第 10 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市立公民館副館長の解任及び任命について  
報告第 11 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について  
報告第 12 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

- 報告第 1 3 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 報告第 1 4 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市立中央図書館協議会委員の解任及び任命について
- 報告第 1 5 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館協議会委員の任命について
- 議案第 1 0 号 宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 1 1 号 宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

## 7. 会議概要

### (1) 開会宣言 (午後 3 時 18 分)

#### ◎教育長

ただいまから、教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。今ほど教育推進大会に出席していただきました皆様、大変御苦労さまでございました。また、これに合わせて、それぞれの支所からも来ていただきましたけれども御苦労さまです。先ほどの教育推進大会では、29 年度の教育委員会の重点施策をたくさん述べましたが、それぞれの課が抱えている取り組みもありますけれども、いずれにしても、これも先ほど言いましたが、横断的な取り組みもたくさんありますので一致団結してというか、チーム教育委員会で施策の成功というか、実現に取り組んでいただけたらありがたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### (2) 教育長報告

#### ◎教育長

続きまして、教育長報告に移ります。資料の 1 ページ、2 ページを見ていただけたらと思います。

3 月 4 日、「うわじま土曜塾」の開校式が宇和島の中央公民館でありまして、中学校 2 年生を対象にした会に少し行ってきました。欠席が 1、2 名あったのですが、13、4 名の生徒が来ておりましたが、最初のあいさつの様子でも少し自信なさげな雰囲気も感じられましたけれども、3 月の取り組みなどの生徒のあるいは保護者のアンケートを見てみますと、それなりに成果が出てきて望ましい形で 29 年度から実際にスタートできそうですので安心しているところです。

16 日、中学校の卒業式には津島中学校に、校長先生も退職ということで優先的に行かせていただいたのですが、いつも卒業式で感じるの、生徒の素晴らしい歌声が響いていて、本当に気持ちのいい卒業式の時間を過ごさせていただきました。

17 日、第 1 回臨時校長研修会というのがあり、ここで教職員の異動の内示をしたのがこの日になります。

23 日、小学校の卒業式があり、九島小学校が昨年度をもって閉校ということで、ここの卒業式に行きましたけれども、私も小さい学校をいくつか行ってはいるのですけれども、あらためて小

規模校の一人一人の、また在校生との繋がりのある言葉かけなどを見ながら感動的な場面もありましたけれども、いずれにしても 28 年度末をもって九島小学校も閉校になりました。

25 日、九島小学校の閉校式典がありまして、市長も参加して挨拶されていましたが、感動的な、地域の方からすると大変寂しい思いが伝わってくるような閉校式典でありましたが、教職員の立場で言いますと、ここにかつて在籍した教職員がたくさん来られていて、教員というのは私もそうだったのですが、1 年だろうと 5 年、10 年だろうと勤めた学校への思いというか、地域の方から大事にいただいた思いもあったのでしょうか、そのような様子が見られる閉校式典でした。

27 日、教職員報償伝達式があり、早期退職の方もあったのですが、今年は 32 名の方が退職されまして、県のほうから長年の御労苦に対する報償の伝達もありました。

以上で報告を終わります。質問、意見等ありませんか。

— 委員からは特に意見なし。 —

### (3) 付議事件

#### ◎教育長

次に議事に入ります。本日の議案ですが、報告第 10 号から 15 号、議案第 11 号は人事案件であることから、非公開で審議したいと思いますのですが、異議はありませんか。

#### ◎全員

異議なし。

#### ◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。次に議事進行についてですが、次第の順に議事を進行すると、公開議案の中途に非公開議案が入ることになりますので、公開議案を先に審議し、非公開議案は最後にまとめて審議したいと思いますのですが、異議はありませんか。

#### ◎全員

異議なし。

#### ◎教育長

それでは報告第 7 号について、事務局、説明をお願いします。

#### ○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。資料 3 ページをお開きください。報告案件が全部で 9 件ありますが、全て専決の根拠規則は同じですので、最初の報告第 7 号だけ読み上げさせていただき、後は省略させていただきます。専決した報告の内容だけ報告するというようにさせていただきます。報告第 7 号、専決処分した事件の承認について。宇和島市教育委員会事務委任規則（教委規則第 5 号）第 2 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 校の規定によりこれを報告する。専決第 7 号、宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則、7 ページ以降をお開き下さい。新旧対照表のほうで御説明いたします。まず第 2 条の教育総務課の事務分掌を一部改正しております。総務係の 8 ページの上のほうになりますが、17 号課外指導学習に関することを今年度から削

除しております。課題指導学習につきましては、昨年度の定例会等でも何回か御説明させていただいたところでございますが、教育総務課が一元的に予算を預かって、事業内容については実施しながら構築していくということで、大きく分けまして、まず課外学習に使えるICT機器の整備、あと放課後の補充学習の支援員の配置、学校自主企画等への補助、郷土愛育成のための事業、最後に先ほど教育長も触れられました土曜塾、こういう構成が1年かかってようやくできました。事業内容についてもそれぞれ担当課を割り振りさせていただきました。ICTについては教育総務課、放課後補充学習や学校自主企画補助金については学校教育課、土曜塾については生涯学習課、郷土愛学習については文化・スポーツ課というように割り振りを変えましたので、事務分掌に課外指導学習に関する事という一元的に教育総務課にあったのですが、それを削除したものでございます。18号は号ずれを修正したものです。続いて、他課に関わるものも私が一元的に説明します。10ページをお願いいたします。生涯学習課生涯学習係の12号「結婚推進に関する事」が、生涯学習センター係の第5号のほうに移管されております。これに関して寺尾課長何か補足がありましたらお願いします。ないですか。

○生涯学習課長

はい。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

続いて第5条、文化・スポーツ課文化振興係の事務分掌、第3号に「次世代への歴史・文化の啓発及び継承に関する事」を追加しております。引き続き12ページをお願いいたします。学校給食センター事務分掌の給食管理係の第7号に「学校給食等の補助金に関する事」という項目を追加しております。これがいわゆる100円補助のことで、去年からここに加えておかなければいけなかったのですが、今年度から加えたものでございます。今年度も先ほどの全体会でもありましたが、100円補助の継続ということで継続事業として続けることになっております。以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

◎教育長

次に、報告第8号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。資料 18 ページをお願いいたします。専決第 8 号、宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令、新旧対照表で説明させていただきます。21 ページ、22 ページを御覧ください。先ほどの事務分掌が変わった点に関連して決裁項目が削除されております。教育総務課に関するところは、課外指導学習についての教育長決裁というものが事務分掌自体を各課に分散させましたので、13 号が削除されております。続いて 22 ページの一番下ですが、学校教育課分で第 2 号の「学齢簿」の「齡」という漢字を直されております。これについて補足説明ありますか。

○学校教育課長

直したほうが正しいです。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

◎教育長

次に、報告第 9 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。専決第 9 号、宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則でございます。内容の説明をいたします。新旧対照表 35 ページをお開き下さい。宇和島市の教員住宅が第 1 号から 111 号まであるのですが、赤字の部分が改正したところでございます。まず、教員住宅の住宅番号第 7 号の日振島教員住宅でございますが、入居料、家賃でございますが 500 円アップしております。これにつきましては、教員住宅のエアコンについては、今までは先生が設置する備品扱いであったものを昨年度から市が管理する備品として整備した場合は家賃を 500 円アップしますというルールを決めたものによって、昨年度、先生がつけたエアコンが壊れて市がエアコンを付けたことによって今年度から入居料を 500 円アップさせるものでございます。続いて 37 ページの教員住宅 111 号でございますが、これは以前から教員住宅として使っていて教員住宅簿から漏れていたものでございます。これは以前は、戸島の公民館主事が地元ではなくて宇和島市の職員が住んでいた時代のものを教員住宅化したものを教員住宅簿から漏れていたもので今回追加したものでございます。金額については 111 号と全く同じ造りのものが 17 号で、横並びにあるものですので月額も同じ金額でございます。これも以前から教員住宅として実質使っていたものが、記載漏れとなっ

ていたものを追加したものでございます。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

◎教育長

次に、議案第 10 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。90 ページをお願いします。議案第 10 号、宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱。宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。提案理由でございますが、アレルギー等により学校給食の提供を受けることができず弁当を持参している児童・生徒に対して補助を新設することに伴い、要綱の一部を改正しようとするものであります。実は 3 月の定例会で議会に上程中であった全額補助の要綱改正案を教育委員会で決議をしていただいて、その時にアレルギーに対しても月額 3,000 円の定額制で補助をしますという要綱改正案の議決をいただいていたのですが、先ほどの市長のお話の中にもありましたとおり、議会のほうで否決をされた結果、100 円補助の継続ということになりました。ただし、そのアレルギー対応につきましては、やはり必要であろうということで今年度アレルギー対応をしようとして要綱改正をするものでございます。具体的に説明いたします。新旧対照表 95 ページを御覧ください。まず補助の対象者、第 3 条で補助の対象者を規定しております。対象者は学校給食を運営する学校又は団体としていたものを、それに加えて先ほど言いました学校において特別な事情により学校給食の提供を受けることができず、弁当を持参している受益者の保護者で、市長が特に補助金を交付することが適当と認めた者ということで、学校給食を好き嫌いで食べないのではなくて、あくまでもアレルギー等の食べることができない事情ということを認めた者に限って 100 円を補助できる対象者として改正したものです。97 ページの別表を御覧ください。先ほど言いましたように、通常給食を食べている者、第 3 条第 1 号に規定する補助対象者、通常給食を食べている者は 1 食当たり 100 円、給食を食べることができないのでお弁当を持って来ている子については学校給食を実施した日において弁当を持参した実績に応じて 1 食当たり 100 円を補助するというものでございます。改正点は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

100円以内というのはどういう意味があるのですか。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

条例・規則担当の総務課と相談したところ、こういう表現を一般的にはするということで、以内という表現が適当ということでありました。

◎教育長

他に質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

ここからは、非公開案件の審議に入ります。

◎教育長

報告第10号を上程する。

報告第10号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館副館長の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館副館長の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

報告第11号を上程する。

報告第11号

専決処分した事件の承認について

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長



説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

報告第 12 号を上程する。

報告第 12 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

報告第 13 号を上程する。

報告第 13 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

議案第 11 号を上程する。

報告第 11 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

報告第 14 号を上程する。

報告第 14 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立中央図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○中央図書館長

宇和島市立中央図書館協議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

報告第 15 号を上程する。

報告第 15 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○吉田図書館長

宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館協議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4) その他

◎教育長

他に意見などありませんか。

○学校教育課長

教育長。年度始めの入学式では告辞の読み上げであったりとか大変御迷惑をおかけしてありがとうございました。そこで一つ私のほうから皆様方の御意見をいただきたい提案があります。それは卒業式、入学式が終わった後に、参加していただいた方にそれぞれの学校のほうからお礼状が届くのではないかなと思うのですが、お礼状につきまして、学校でもお見送りをお礼に代えさせていただきますしてお礼状の配布というものを、まずは教育委員会の関係の方からやめてもどうかと思っているのですが、そのあたり少し御意見をください。

◎教育長

学校教育課長より提案がありました。ちなみに高校などは最初からお礼状は出しませんということがありますよね。今、課長が言ったのは、この教育委員会の関係者はということで、一般の方は別ですよ。

○学校教育課長

はい。

◎高山委員

三間小学校は省略となっていますので、省略していいと思います。

◎廣瀬委員

必要ないと思います。

◎木下委員

今言われましたように、学校毎にお礼状を省略しているところもありますし、特に教育委員会の委員にしろ、職員の方々にしろ、一番携わっていますので、無駄ではないのですけれども、学校の先生方の手間を減らす面でも、お気持ちは十分分かっておりますので、なくしたほうが良いと思います。

◎教育長

出席者の方、今の件につきまして何か意見ありませんか。それでは学校教育課からの提案については了承していただいたということで。他にありませんか。

○伊達博物館長

教育長。今日から始まりました「秀吉と利休」ということで、唐物とわびというところで展示しております。天目茶碗が宇和島に来ておりますので是非見に来ていただけたらと思っておりますし、秀吉画像も展示しておりますので是非見に来てください。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

◎廣瀬委員

秀吉画像帰ってきているんですね。

○伊達博物館長

レプリカのほうなのですが展示しております。

◎教育長

確認なのですが、小中学生は無料でよいんですね。当然保護者は入館料ありますよね。

○伊達博物館長

はい。学校には優待券をお配りしています。1枚で2名、何回も使えます。

○教育総務課課長補佐兼総務係長

教育長。事務局より連絡なのですが、お手元にA3の用紙で宇和島市教育委員会緊急連絡網なるものをお配りしております。右上のほうに部外秘と書いてありますが、当然のことながら個人情報ですので取扱い要注意ということでお願いいたします。災害発生時等の有事の際、緊急時の連絡の際にこの手順で連絡していただけたらというように考えております。

◎教育長

他に意見などありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会5月定例会を5月25日に開催することを決定する。 —

(5) 閉会宣言（午後4時05分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会4月定例会を閉会いたします。